

岩倉市後期高齢者医療人間ドック費用助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市に居住する後期高齢者医療の被保険者の健康保持及び疾病の早期発見並びに早期治療を目的に、岩倉市が実施する人間ドックに要する費用（以下「費用」という。）を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 この要綱に定める費用の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 受診日において、岩倉市が実施する健康診査の対象である者
- (2) 申請日において、納期到来分までの後期高齢者医療保険料を完納している者
- (3) 当該年度中にこの要綱に基づく助成を受けていない者
- (4) 人間ドックの受診結果を統計資料として利用することに同意する者

2 前項の規定にかかわらず、当該年度中に次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

- (1) 岩倉市が実施する特定健康診査又は健康診査を受診した者
 - (2) 岩倉市国民健康保険脳ドック等検査事業実施要領又は岩倉市後期高齢者医療脳ドック等検査事業実施要領に基づく脳ドック検査を受診した者
 - (3) 岩倉市国民健康保険人間ドック費用助成要綱に基づく助成を受けた者
- (対象検査項目及び助成金額)

第3条 この要綱に定める費用の助成を受けることができる検査項目及び助成金額は、別表第1のとおりとする。

(実施医療機関)

第4条 この要綱に定める費用の助成を受けることができる実施医療機関は、別表第2のとおりとする。

(受診券の交付)

第5条 この要綱に定める費用の助成を受けようとする者は、受診前に市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その適否を審査し、適当と認めるときは、岩倉市後期高齢者医療人間ドック費用助成事業受診券（様式第1。以下「受診券」という。）を、前項の申出をした者に交付するものとする。

3 前項に定める受診券の有効期限は、受診当該年度の3月31日までとする。
(助成金の交付申請)

第6条 前条の規定により受診券の交付を受けた者は、自ら実施医療機関で受診の申込みを行い、受診券を提示した上で受診するものとする。

2 前項の規定により受診した者は、費用の全額を実施医療機関に支払った後、岩倉市後期高齢者医療人間ドック費用助成申請書(様式第2)に実施医療機関が発行した領収書及び検査結果を添えて、市長に助成金の交付を申請するものとする。

3 前項の規定により申請することができる期間は、受診当該年度の次の年度の5月20日までとする。
(助成金の決定通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに申請した者に対し岩倉市後期高齢者医療人間ドック費用助成決定・却下通知書(様式第3)により通知するものとする。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けたと認められるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金を返還させることができるものとする。

(健診結果の管理)

第9条 市長は、助成対象者が実施医療機関で受診券を提示して人間ドックを受診したときは、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき健康診査を受診したものとみなし、関係法令に基づき適切に管理等を行うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象検査項目	助成金額
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条に定められている項目、視力、心電図、血清クレアチニン検査、便潜血検査、胸部X線検査	10,000円

別表第2（第4条関係）

（五十音順）

実施医療機関名	住所
有馬医院	岩倉市井上町430番地1
いとうクリニック	岩倉市東新町南江向24番地5
いわくら内科・呼吸器内科クリニック	岩倉市東町東出口113番地
岩倉東クリニック	岩倉市中本町葎原4番地
岩倉病院	岩倉市川井町北海戸1番地
おしたにクリニック	岩倉市稲荷町高畑8番地
かみのクリニック	岩倉市神野町平久田70番地
丹羽内科クリニック	岩倉市新柳町一丁目41番地
のざき内科・循環器科クリニック	岩倉市栄町一丁目5番地
ませきクリニック	岩倉市下本町下市場135番地
名草クリニック	岩倉市鈴井町下新田145番地
ようてい中央クリニック	岩倉市曾野町郷前17番地